

各指定障害福祉サービス事業者 代表者様

各指定相談支援事業者 代表者様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

院内介助にかかる受給者証特記事項欄への記載について

(令和3年度の取り扱い)

平素は、本市障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、令和2年度事業者講習会（集団指導）における配布資料（以下集団指導での配布資料と記載）にて掲載をさせていただきましたが（P157「通院時コミュニケーション支援事業の見直しについて」）、いくつかのお問合せ等をいただいていることから、今年度の取り扱いを改めて以下のとおり整理をさせていただきました。

通院等介助等の障害福祉サービス及び移動支援における病院内での支援については、下記の内容を踏まえ取り扱いいただきますようお願いいたします。

記

1. 病院内での支援について

病院内の移動等の支援は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであり、原則障害福祉サービス及び移動支援における支援の対象外としていますが、必要性が認められれば支援が可能です。病院内での支援についての考え方は、平成20年4月25日付の国通知「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」を基に判断しています。なお、院内介助の必要性が認められている対象者像や想定している介助内容は従来どおりです。

2. 集団指導での配布資料からの変更内容

昨年度まで通院時コミュニケーション事業として実施していた外出サービス事業者における通院時の診察時間中の意思疎通支援について、令和3年度より障害福祉サービス及び移動支援での算定対象とするよう見直しを行いました。令和3年度以降に外出サービス事業者より通院時の診察時間中の意思疎通支援を受ける場合には、院内介助の一部としてその支援を受けることとなるため、受給者証の特記事項欄の記載内容を変更しております。

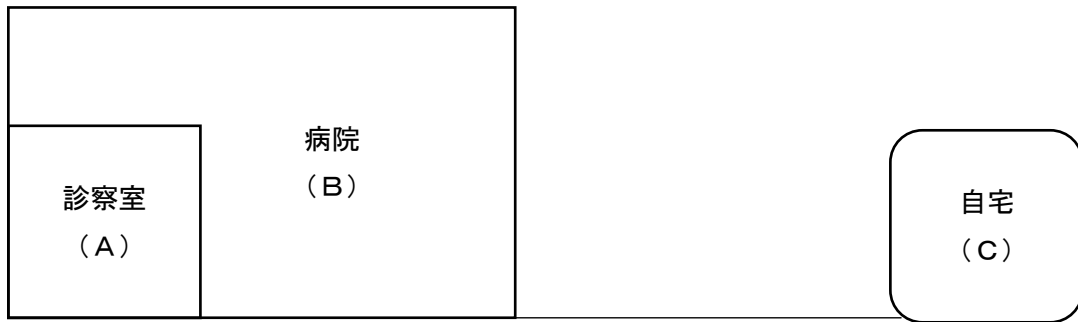
3. 受給者証特記事項欄への記載について（集団指導での配布資料から一部変更あり）

対象者	受給者証特記事項欄への記載
診察時間中に意思疎通支援が必要な者	院内介助あり（診察時間の意思疎通支援あり）（※1）
診察時間中以外に院内介助が必要な者	記載不要（※2）

※1 令和3年度は経過措置期間として、受給者証特記事項欄に記載がない場合でも診察時間の意思疎通支援を受けていただくことを可能とします。

※2 現行どおり、受給者証特記事項欄に記載がなくても支援が可能です。

(参考)



上記図	令和3年度の取り扱い	受給者証特記事項欄への記載
A	【原則】 診察時間中に意思疎通支援が必要であるとして支給決定を受けている。	院内介助あり(診察時間の意思疎通支援あり)
	【経過措置】 受給者証特記事項欄に記載がない場合でも診察時間の意思疎通支援を受けていただくことが可能である。	なし
B	診察時間中以外に院内において介助が必要であり、院内での介助の時間を含んだ支給量での支給決定を受けている。	なし
B⇔C	通常の支給決定	なし

4. その他

令和4年度以降の取扱いについては、毎年度末に実施している障害福祉サービス等事業者等講習会(集団指導)において、お示しさせていただく予定です。

以上